

監 査 報 告 書

学校法人みのり学園

理事長 川満翔太 殿

令和7年5月26日

監 事 大城 公 

監 事 福 直治 

私ども監事は、私立学校法第37条第3項に基づき学校法人みのり学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の財務の状況および理事の業務執行状況について、監査を次の方法で行った。

1. 貸借対照表、収支計算書およびその他財務に関する書類が学校法人会計基準（文部省令第18号）に準拠し、適正かつ適法に作成されているか。
 1. 会計帳簿、および取引証憑の通査、照合を行った。
 2. 主な取引記録について、理事に対し質問、検討を行った。
 3. 会計帳簿と貸借対照表、収支計算書およびその他財務に関する書類が一致しているかどうか計算し、関係科目の照合を行った。
2. 事業計画と予算の立案および執行状況が適正かつ適法に行われているか。
 1. 理事に対し、重要な事項について報告を受けるとともに、質問を行った。
 2. 議事録、決算書類および収支予算書の閲覧を行った。

以上の手続きの結果、私ども監事は、学校法人みのり学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の財務の状況及び理事の業務執行状況について適正かつ適法に行われたことを報告致します。